

南部箕輪屋広域連合介護保険条例施行規則

平成12年11月30日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、南部箕輪屋広域連合介護保険条例（平成12年南部箕輪屋広域連合条例第1号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(居宅介護サービス費等の額等の特例)

第2条 条例第6条及び第7条の規定による、居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額等の特例」という。）による給付を受けようとする要介護被保険者又は要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）は、必要な書類を添えて介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第1号）を南部箕輪屋広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、居宅介護サービス費等の額等の特例による給付を必要とする理由の生じた日から3月以内に行わなければならない。
- 3 広域連合長は、第1項の申請があった場合において、次の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当すると認めたときは、同表の右欄に規定する期間について同表の中欄に規定する割合に相当する額により居宅介護サービス費等を支給するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）による保護を受けている期間を除くものとする。

特例による給付を必要とする理由	特例による給付割合	特例給付の期間
1 要介護者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について50%以上の損害を受けた場合	100分の100	左欄に該当することとなった日の属する月から6月以内の期間
2 要介護者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について20%以上50%未満の損害を受けた場合	利用者負担割合が1割の者 100分の95 利用者負担割合が2割の者 100分の90 利用者負担割合が3割の者 100分の85	
3 要介護者等の属する世帯の生計を主として維持する者が、次のいずれかに該当することにより、その世帯の収入金額が生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準と同程度であると認められる場合 (1) 死亡又は心身に重大な障害を	100分の100	

<p>受け、若しくは6月以上の入院を必要とすること</p> <p>(2) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと</p> <p>(3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあったこと</p>		
---	--	--

4 広域連合長は、前項に規定する居宅介護サービス費等の額等の特例の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

5 広域連合長は、第3項に規定する居宅介護サービス費等の額等の特例の給付を決定した者に対して、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（様式第3号）を交付するものとする。

（差額の支給の申請）

第3条 前条による特例の給付の決定を受けた者は、特例による給付割合を適用しない場合の利用者負担額をサービス提供事業者に支払ったときは、介護保険利用者負担額差額支給申請書（様式第4号）に、サービス提供事業者の領収証を添付して、特例による給付割合を適用しない場合の利用者負担額と特例による給付割合を適用した場合の利用者負担額との差額の支給を広域連合長に申請することができる。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、差額支給の可否を決定し、介護保険利用者負担額差額支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（保険料の徴収猶予）

第4条 条例第15条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第6号）とする。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合において、徴収猶予の承認又は不承認を決定したときは、速やかに、介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

3 条例第15条第1項により保険料の徴収猶予をした場合には、その猶予した保険料に係る延滞金の額のうち、その猶予した期間に対応する部分の金額は、免除する。

（保険料の減免）

第5条 条例第16条第2項に規定する申請書は、介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第6号）とする。

2 前項の申請書の提出は、保険料の減免を必要とする理由の生じた日から3月以内に行わなければならぬ。

3 広域連合長は、第1項の申請があった場合において、次の表の左欄に規定する各号のいずれかに該当すると認めたときは、同表の右欄に規定する額を減免するものとする。ただし、生活保護法による保護を受けている期間を除くものとする。

保険料の減免を必要とする理由	減免する額
----------------	-------

1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について50%以上の損害を受けた場合	左欄に該当することとなつた日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額の合計額の全額
2 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について20%以上50%未満の損害を受けた場合	左欄に該当することとなつた日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額の合計額の2分の1の額
3 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当該年度の収入見込額が、次のいずれかに該当することにより前年の2分の1以下になり、減免を必要とする理由の発生後の世帯の状況により推計した市町村民税の課税、非課税の別、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を用いて、条例第8条第1項各号に規定する区分を適用して算定した保険料額が、現に第1号被保険者が属する区分の保険料額に比べ減少する場合 (1) 死亡又は心身に重大な障害を受け、若しくは6月以上の入院を必要とすること (2) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあったこと	左欄に該当することとなつた日の属する月から当該年度末までの月割り保険料額について、新たに認定した区分の保険料額と現に第1号被保険者が属する区分の保険料額との差額
4 第1号被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第63条に規定する施設に拘禁されている場合	左欄に該当することとなつた日の属する月から該当しなくなつた日の属する月の前月までの月割り保険料額の全額

- 4 前項の規定による減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。
- 5 保険料の減免は、申請の日以後に到来する納期に係る保険料額から順次減額できる額の範囲内で減額することにより行う。ただし、申請の日以後に到来する納期に係る保険料額から減額できない額がある場合は、その額を申請の日の前日以前の納期に係る保険料額から減額する。
- 6 広域連合長は、保険料の減免の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに、介護保険料減免決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成12年10月6日から適用する。

第2条 第2条第2項に「3月以内」とあるものは、鳥取県西部地震を原因とする申請に関しては「平成13年9月30日まで」とする。

第3条 第5条第2項「3月以内」とあるものは、鳥取県西部地震を原因とする申請に関しては「平成13年3月31日まで」とする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

第4条 条例附則第9条第1項の規定により適用する条例第16条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第5条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例附則第9条第1項第1号に該当する場合 保険料額の全額

(2) 条例附則第9条第1項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。) 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この備考において「主たる生計維持者」という。)の減少することが見込まれる事業収入等(条例附則第9条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。)に係る前年の所得金額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下この備考において同じ。)

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

附 則(平成16年10月1日規則第7号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月28日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月4日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月31日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第3項の表の左欄第4号に係る規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の南部箕輪屋広域連合介護保険条例施行規則の規定により決定を受けている居宅介護サービス費等の額等の特例、保険料の徴収猶予及び保険料の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月13日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の改正前の規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

附 則（令和2年6月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月28日規則第1号）

- 1 この規則は令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の改正前の規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

フリカナ				保険者番号								
被保険者氏名					被保険者番号							
生年月日		年　月　日生		性別	男・女							
住所		〒 電話番号										
主たる 生計維 持者	氏名			被保険者との続柄								
	住所	〒 電話番号										
利用者負担額 減免申請理由												
南部箕蚊屋広域連合長様												
上記のとおり関係書類を添えて介護保険利用者負担額に係る減額・免除を申請します。												
年　月　日												
住 所												
申請者		電話番号										
氏 名		㊞										

連合記入欄

交付年月日	備考
年　月　日	(所得分布の状況等を記入)
適用年月日	
年　月　日から	
有効期限	
年　月　日まで	

様式第2号（第2条関係）

番 号
年 月 日

様

南部箕蚊屋広域連合長

印

介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書

先に申請がありました、介護保険利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日
2 承認しない	理由

問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1 電話番号 0859-39-6222

審査請求

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に鳥取県介護保険審査会（米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所県民福祉局内、電話 0859-31-9314）に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に南部箕蚊屋広域連合（訴訟において南部箕蚊屋広域連合代表者は南部箕蚊屋広域連合長です）を被告として提起することができます。

- ①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

様式第3号（第2条関係）

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証				
交付年月日 年 月 日				
被 保 險 者	番 号			
	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女
	適用年月日	年 月 日	から	
	有効期限	年 月 日	まで	
減 免 ・ 免 除 認 定 事 項	給付率 /100			
保険者番号並び に保険者名称及 び印				

○ 証の大きさ
縦 128ミリ
横 91ミリ

(裏面)

- 注 意 事 項
- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
 - 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（食事及び居住に要する費用を除く。）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、食事及び居住に要する費用については、介護保険負担限度額認定証に記載する食費の負担限度額及び居住費の負担限度額が上限となります。
 - 三 被保険者の資格がなくなつたとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなつたとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
 - 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
 - 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

様式第4号(第3条関係)

介護保険利用者負担額差額支給申請書

フリカナ			保険者番号					
被保険者氏名			被保険者番号					
生年月日	年月日生	性別	男・女					
住所	〒 電話番号							
支払った利用 者負担額	支払った期間	年月日～年月日						
	支払った利用者負担額	円						
既に減額・減 免認定証の交 付を受けてい る方のみ記入	交付年月日	年月日						
	適用年月日	年月日						
南部箕蚊屋広域連合長様 上記のとおり関係書類を添えて介護保険利用者負担額額の差額の支給を申請します。 年月日 住所 申請者 電話番号 氏名 印								

注意 この申請書の裏面に該当月分の領収証を添付してください。

連合記入欄

領収証確認欄	備考

様式第5号（第3条関係）

番号
年月日

様

南部箕蚊屋広域連合長

印

介護保険利用者負担額差額支給（不支給）決定通知書

先に申請がありました、介護保険利用者負担額差額支給申請については、下記のとおり決定したので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年月日		
本人支払額	円		
支 給	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額
不支給・減額の理由			
支 払 方 法	銀行 金 庫 組 合	店 所	項 目
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口 座 払	フ リ カ ナ		
	口 座 名 義 人		

注 この通知の日より2週間以内に口座に払込みます。

問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1 電話番号 0859-39-6222

審査請求

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に鳥取県介護保険審査会（米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所県民福祉局内、電話 0859-31-9314）に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に南部箕蚊屋広域連合（訴訟において南部箕蚊屋広域連合代表者は南部箕蚊屋広域連合長です）を被告として提起することができます。

- ①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

様式第6号(第4条、第5条関係)

介護保険料減免・徴収猶予申請書

フリカナ			保険者番号						
被保険者氏名			被保険者番号						
生年月日		年　月　日生	性別	男・女					
住所		〒 電話番号							
主たる 生計維 持者	氏名		被保険者との続柄						
	住所	〒	電話番号						
賦課年度及び 納付期限又は 納期			保険料の額 円						
申請理由									
南部箕蚊屋広域連合長様 上記のとおり関係書類を添えて介護保険料の減免・徴収猶予を申請します。 年　月　日 住所 申請者　　電話番号 氏名　　印									

様式第7号（第4条関係）

番号
年月日

様

南部箕蚊屋広域連合長

印

介護保険料徴収猶予決定通知書

先に申請がありました、 年度分介護保険料の徴収猶予については、下記のとおり 承認・不承認と決定しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
--------	--------

徴収猶予決定年月日	年月日
承認・不承認理由	

納期	保険料額	徴収猶予期間	備考
	円	年月日～年月日	
合計	円		

問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1 電話番号 0859-39-6222

審査請求

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に鳥取県介護保険審査会（米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所県民福祉局内、電話 0859-31-9314）に審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に南部箕蚊屋広域連合（訴訟において南部箕蚊屋広域連合代表者は南部箕蚊屋広域連合長です）を被告として提起することができます。

- ①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することはできなくなります。

様式第8号（第5条関係）

番号
年月日

様

南部箕蚊屋広域連合長

印

介護保険料減免決定通知書

先に申請がありました、 年度分介護保険料の減免については、下記のとおり 承認・不承認 と決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

減免決定年月日	年月日	決定した減免額	円
減免前保険料額	円	減免後保険料額	円
承認・不承認理由			

納期	減免前保険料額	減免額	減免後保険料額
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	円	円	円

問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377-1 電話番号 0859-39-6222

審査請求

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に鳥取県介護保険審査会（米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所県民福祉局内、電話 0859-31-9314）に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に南部箕蚊屋広域連合（訴訟において南部箕蚊屋広域連合代表者は南部箕蚊屋広域連合長です）を被告として提起することができます。

- ①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。